

広島広域都市圏交流活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島広域都市圏交流活動促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 第4条に規定する補助対象団体の活動範囲のことをいい、原則として市町域内を最大の範囲とする。
- (2) 公共交通 JR在来線、アストラムライン、路面電車、乗合バス、乗合タクシー、船舶等のことをいい、乗用タクシー及び新幹線は含めないものとする。
- (3) 地域活動団体 特定の地域において、地域の維持や課題解決、活性化等につながる活動を行う団体のことをいう。
- (4) 産業関連団体 特定の地域において、当該地域内に所在する事業者等が産業振興等の共通の目的のために結成する団体のことをいう。
- (5) 地域資源 地域の特産物や観光資源、文化・スポーツ資源、地域特有の歴史や伝統芸能、自然、お祭りなど、有形・無形を問わず特定の地域内に存在する資源のことをいう。

(目的)

第3条 本事業は、町内会・自治会等の地域コミュニティを担う団体が、地域を活性化するために、他地域の団体との交流や団体内の交流促進等に取り組む場合に、公共交通の利用等に係る経費を負担することにより、公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、広島広域都市圏を構成する市町（以下「圏域市町」という。）内に所在する地域活動団体又は産業関連団体で、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地域の住民や事業者が構成員の過半数を占めて運営している。
- (2) 団体の運営に関する規程（規約、会則、定款等）を設けている。
- (3) 地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが規程で確認できる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が構成員に含まれている場合は、対象団体としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 交流事業

ア 団体交流型 圏域市町内の対象団体と広島市内の対象団体が交流する事業

イ イベント出展型 圏域市町内の対象団体が広島市で開催されるイベント等に出展する又は広島市内の対象団体が圏域市町で開催されるイベント等に出展する事業

(2) 単独事業 圏域市町内の対象団体が広島市において又は広島市内の対象団体が圏域市町において地域資源の視察等を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) 本補助金以外で国、県、圏域市町又は国、県、圏域市町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等（圏域市町からの補助金等を原資として間接的に対象団体に交付される補助金等を含む。）を受けている事業であって、他の補助金等との重複申請が認められていない事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業

(6) 公序良俗に反する事業

(7) その他、広島広域都市圏協議会（以下「協議会」という。）会長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に取り組む対象団体の構成員が移動する際に要する次のいずれかの経費とする。

(1) 公共交通型 対象団体の構成員が3名以上参加する補助対象事業において、当該構成員が集合する地点と目的地の間を往復するために利用する公共交通の運賃の支払いに要する経費

(2) 貸切バス型 対象団体の構成員が10名以上参加する補助対象事業において、当該構成員が利用する貸切バス（道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者が運行する貸切バスに限る。）の利用料金の支払いに要する経費

(補助内容)

第7条 補助金の補助率、補助上限額及び交付回数制限は次表のとおりとする。ただし、他の補助金等と併用する場合は、補助対象経費から他の補助金等を除いた額を限度とする。

事業区分	補助率	補助上限額	交付回数制限
交流事業	補助対象経費の10分の10	1人当たり1万円かつ 1団体20万円	制限なし
単独事業	補助対象経費の2分の1	1人当たり5千円かつ 1団体10万円	各年度につき 1団体当たり2回まで

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、第5条第1項の事業区分に応じて、別に定める書類を、指定期日までに協議会会長に提出しなければならない。

(事前協議の選考)

第9条 貸切バス型で前条の規定により事前協議の書類提出が多数あったときは、必要に応じて、書類に基づき、団体が所在する地域の公共交通サービスの状況や参加者の属性等、貸切バスを利用する必要性を勘案して選考を行い、補助金交付の申請ができる団体を決定する。

(事前協議の取下げ)

第10条 申請団体が、事前協議の手続き後に事前協議を取り下げるときは、事前協議取下書を協議会会長に提出しなければならない。

(事前協議の結果通知)

第11条 協議会会長は、申請団体から第8条の事前協議があったときは、その内容を審査し、申請団体が補助対象事業を実施する日の概ね1週間前までに対象団体へ事前協議の結果を通知するものとする。

(交付申請兼請求)

第12条 申請団体は、前条の事前協議の結果を踏まえ、交付申請兼請求を行う場合は、補助対象事業の実施後、第5条第1項の事業区分に応じて、別に定める書類を、指定期日までに協議会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第13条 協議会会長は、申請団体から前条の交付申請兼請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により申請団体に通知の上、補助金を交付するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、申請団体にその旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 協議会会長は、補助金の交付を受けた対象団体が次のいずれかに該当した場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、協議会会長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 協議会会長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を交付決定取消通知書により、補助金の取消しを決定した対象団体に通知するものとする。

3 協議会会長は、第1項の取消しの決定を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、返還金を確定し、返還命令書により、助成金の取消しを決定した対象団体に対し、期限を定めて返還金の返還を命じるものとする。

- 4 前項の命令を受けた対象団体は、当該返還金を定められた期限までに返還しなければならない。
- 5 第1項の取消しの決定を行った場合に生じた損害について、協議会会長は賠償の責めを負わない。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた対象団体は、補助対象経費に関する証拠書類を整理し、事業が完了した年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。